

## うきは市立山春小学校いじめ防止基本方針



いじめは、人権侵害です

### 《山春小学校いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県がいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「山春小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

### 《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

### 《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。

### 《いじめの防止》

- 4 児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

#### ① 命の教育

- ・命の大切さを学ぶ道德の時間の充実に努めます。

#### ② 人間関係・集団づくり

- ・児童一人ひとりが自己肯定感、自己有用感を実感できるよう、一人ひとりのよさを引き出し、互いによさを認め合う指導を行います。・異学年間の交流を積極的に行います。（ピアサポート活動、さくら班活動）
- ・望ましい人間関係に育まれた学級集団づくりを目指します。

#### ③ 体験活動

- ・命を大切にすることを育む体験活動の充実に努めます。

#### ④ 基本的生活習慣

- ・心づくりプロジェクト部会で、本校の実態から、あいさつ、くつそろえ、廊下の通り方に特化し、指導の徹底を行います。

⑤ 規範意識

- ・ 3年生から学活等に位置づけて、他教科などに関連させて、参加体験型の学習活動を展開します。

《いじめの早期発見》

5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

① 校内報告・連絡体制の整備

② チェックリスト、学校生活アンケートの実施

- ・ チェックリスト・・・月末をチェックの日とし、「いじめ早期発見のチェックリスト」等をもとに、児童の学校生活での様子を観察する。(保護者を含む)
- ・ 学校生活アンケート・・・6月、11月、2月に学校生活アンケートを実施し、学期末の教育相談に生かす。

③ 教育相談体制の整備

○ 学期に1回の教育相談週間(旬間)の設置

- ・ 1, 3学期・・・担任による教育相談
- ・ 2学期・・・担任外による教育相談

○ スクールカウンセラーの効果的な活用

④ 気になる児童の継続的状況の把握ときめ細かな指導(個人カルテの記録と情報の共有)

⑤ 相談ポストの設置

⑥ iチェックテストの実施

⑦ いじめ問題に関する校内研修の実施(年間研修計画に位置づける)

教職員の児童理解の深化及び実践的指導力の向上

- ・ 教師自身の言動の振り返り
- ・ カウンセリング能力の向上

⑧ 相談、通報等を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告します。

《いじめへの対処》

6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・ 「いじめ対応マニュアル」に基づき、校長、教頭、被害者担任、加害者担任、心づくりプロジェクト(心づくりプロジェクトリーダー、生徒指導担当、養護教諭)で、いじめ・不登校等対策委員会を招集し、即時的、事後処理的対応を行う。
- ・ 出席停止制度等の適切な運用

### 《学校・家庭・地域と連携した取組》

7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・ 山春フルーツコンサート（自治協議会との連携）
- ・ 家庭向けリーフレットの活用と保護者との連携
- ・ P T A学級懇談会での情報の共有と共通実践
- ・ 「いじめのサインを見逃さないための家庭用チェックリスト」により、年に3回（6月）（11月）（2月）保護者へのアンケートを実施し、毎学期の教育相談に生かす。
- ・ P T A総会やP T A保健・教養委員会活動における、いじめ問題への取り組みの充実

### 《組織の設置》

8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、心づくりプロジェクト部会内にいじめ・不登校等対策委員会を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・ 心づくりプロジェクト部会を月に1回実施
- ・ 「いじめ・不登校等対策委員会」において、学期ごとの基本方針の実施状況の評価、点検の実施